

一年を折増す毎に六の六分十一ヶ年より二十回年  
延び一人の力をこれ以上一年を増う毎に十の六  
の規定に倣おると述べたものと又職工等は著  
通の退職率に準ずるがことと又對し同職幹  
部會を因り、要出條件の修むをなす十の  
重役の面會の以上尤の要出條件と趣意  
書とも提出し、理由を説明し、回答も出さ  
たものと會社例は芳例組合を交渉團體と認  
めずとも芳例等は遠慮の場合、突発すると  
然るに尤の對し職工例は要出條件に對  
する回答の期限を定むるに、尤と強硬に出  
たらし山下、工修長は仲裁的の立場から會

社は解雇の場合には十分諸君の意の考す所を  
察し、要出條件も考慮する、意強ければ回  
答の期日答も決定せざして會社例に總ての  
事を一化しては如何と述べると對し、幹部も  
これ以上交渉の餘地無く退出す。

趣意書

近き會社に於て大體の理が行はれる由があり、まが現  
在の財界は不況に伴ふ事業の不振を自覺す  
るも、とは此の大體の理を止むを得ざることとし、又避  
け難い、るとし考之ます、然しなから、思ふに芳例者  
が現在の産業まは不振の折、一産失業した